

# 平成18年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日：平成19年3月26日(月)

時 間：15:07～17:08

会 場：佐倉市役所議会棟第2委員会室

出席者 委 員 覺正委員、阿部委員、安蒜委員、加藤委員、清水委員、成瀬委員、  
山森委員  
事務局 渡貫市長、渡辺総務部長、浪川行政管理課長、有澤主幹、藤崎主任主事、籠橋主任主事  
傍聴人 0人

当該審議会は、平成18年12月議会に議案上程し、可決された佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき設置された審議会であり、審議会開催に先立ち、渡貫市長から委嘱状の交付を行うとともに、あいさつがありました。

## 1 審 議

審議に先立ち、事務局から当該審議会の設置根拠である「佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例」及び「佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則」についての説明を行いました。

### (1) 会長・副会長の選出について

委員の互選により、覺正委員が会長、阿部委員が副会長に選任されました。以後、審議会の進行については、会長が議長となり行いました。

### (2) 審議会の会議公開等について

#### ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について

審議の結果、会議の一部非公開については、審議会開催前に議事内容を会長、副会長に報告し、その内容に応じ、会長、副会長に決定を一任することとなりました。主な意見は以下のとおりです。

#### 〔意見等〕

委 員 一部非公開については、会長、副会長の一任で良いのではないか。そのようにしておかないと会議の公開、非公開についての会議を開催して決定しなければならぬこととなり、煩雑になるのではないか。

委 員 各委員に会議開催前に事前に資料をお送りいただくとともに、会長、副会長と議題内容について協議し、その内容に応じて公開、非公開を決定するこ

ととして欲しい。

#### イ 傍聴要領について

審議の結果、原案とおりとすることが決定されました。主な意見は以下のとおりです。

〔意見等〕

委員 施行はいつからになるのか。佐倉市全体のものではなく、この審議会のものと考えて良いのか。スタンダードな要領例はないのか。

事務局 佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱様式第3号に傍聴要領例が示されているが、会場で傍聴人の受付を行うこと、受付の開始時間、終了時間が明確に示されていないことから、傍聴要領について案を示したものです。

委員 定員については、その時の会場等によって変更することになるのか。

事務局 定員については、おおむね5名以上とし、会場の規模に応じて増減をさせていただくこととしたい。

委員 定員数は、その都度決定することとなるのか。

事務局 過去の実績を考慮し、傍聴を希望する方が多いと予想される場合については、定員の増員を決定していくこととなると思います。

委員 会場内でのメモは良いのか。また、手話による同時通訳等の希望があった場合については、どのように処理するのか。

事務局 メモについては、写真撮影、録画、録音等には該当しない。同時通訳については、会長、副会長に決定していただくこととしたい。

委員 制度の趣旨からして、会議の進行に支障を及ぼさない限り傍聴人の希望を取り入れることで良いのではないのか。

委員 従前については、ピラ等を例示列挙していたが、今回の案については具体的な列挙がされていないが、いかがか。

委員 会場の秩序維持をすることが前提であり、例示列挙を多くしなくとも実態に応じて会長、副会長の判断で良いのではないのか。

委員 従前に比較して例示列挙を少なくすると、反対の解釈として、削られたものについては良いと取られるのではないのか。

委員 会場前において、もしくは会場においてはという表現があるが、禁止したものを会場前まで携帯するのは可能とするのか明確ではないのではないのか。

委員 要領7号に会場の秩序維持が規定されているので、読み取れるのではないのか。

委員 審議会の設置目的として、強行に採決をしたりする機関ではないので、適正な秩序維持を図ることを目的とするのであれば案で読み取れるのではないのか。

## ウ 会議録の作成方法及び確認方法について

審議の結果、要録とすること、また、確認については事務局において案を作成した後、会長、副会長に内容を確認していただき決定することとなりました。

## 2 報告

事務局から、平成19年2月28日現在の資料を基に次のような説明を行いました。

### (1) 情報公開制度の実施状況について

平成18年4月1日から平成19年2月28日までの間に延べ90人の方から317件の公文書について開示請求がありました。

実施機関別開示請求に係る公文書の主な内容及び件数については、市長部局が最も多く、特に多い部署は総務部、土木部、都市部の順となっています。

不開示理由別内訳については、部分開示及び不開示となった事例の多くが、公文書に氏名・住所・印影等の個人識別情報が含まれているとするものでした。

開示請求者が個人のものについては、市内に住所を有する方からの請求が60人と最も多くなっています。

情報公開審査委員に対する不服の申出及び相談・苦情等については、ありませんでした。

佐倉市では、情報公開条例第26条及び第27条に規定する情報公開の総合的な推進の一環として、「市政情報の公表に関する要綱」を施行し、運用しています。その要綱第6条に公表要綱の規定に基づき、3か月ごとに公表情報一覧表を作成し、市政資料室において閲覧に供することが規定されています。公表した内容のうち、最も多いのが、該当条項12号にあたるもので、公表内容については、市長交際費、審議会等の会議録、定期監査報告、議会関係の文書等が主なものになります。また、公表方法については、市政資料室における閲覧のほか、広報紙への掲載、印刷物の発行、有償刊行物の頒布、市のHPへの掲載、CATVでの放映等になります。

### (2) 個人情報保護制度の運用状況について

保有個人情報取扱事務の届出等については、平成18年7月19日現在で総数572件になっています。保有個人情報取扱事務については、佐倉市個人情報保護条例第6条により、新たに個人情報を取扱う場合にはあらかじめ市長に届出をしなければならない旨が規定されていることを受けてなされているものです。

届出事項については、戸籍的事項については572件全てで保有している状況です。また、本人以外からの収集は167件、経常的な目的外利用しているもの

が26件、経常的な外部提供を行っているものが143件でした。

平成18年4月1日から平成19年2月28日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は、2件でした。福祉年金給付事務については、市民課が取り扱っている福祉年金給付事務に係る個人情報を健康保険課が老人福祉年金の受給対象者の確認をするために目的外利用したというものです。また、同様に市民課が取り扱っている福祉年金給付事務を介護保険課が介護保険料を賦課するに当たって、介護保険法施行例に基づき目的外利用しているものです。

平成18年4月1日から平成19年2月28日までに実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は、119件でした。主な外部提供先は、公安委員会(59件)となっており、主に道路交通法第51条の5第2項による照会に基づき提供を行ったものです。道路交通法の一部改正により、放置車両にかかる使用者責任の拡充に伴い、新たに「車両の所有者などを対象とした放置違反金制度」が導入され、その関係で原動機付自転車使用者の住所、氏名等を把握している市民税課から公安委員会に提供しています。また、道路交通法第51条の5第2項以外では刑事訴訟法第197条第2項により、警察署等に提供したものが多く、49件となっています。これ以外では2号に該当するものとして、本人の同意を得て佐倉市消費生活センターから千葉県消費生活センターへ提供したものがありません。

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況については、平成18年4月1日から平成19年2月28日までに、延べ13人の方から開示請求があり、対象となる公文書数は25件でした。これに伴う開示決定については全部開示決定が21件、部分開示決定が2件、不存在が2件でした。部分開示決定の理由については、開示請求者以外の個人情報及び法人等の印影によるものです。不存在については、対象となる文書を取得していないという理由によるものでした。なお、訂正及び利用停止請求はありませんでした。

口頭による開示請求の実施状況は、市職員上級職において18件、保育士職において1件でした。

個人情報保護委員に対する不服の申出及び相談・苦情等はありませんでした。上記報告を受け、委員から次のような意見等がありました。

〔意見等〕

委員 外部提供のうち、消費生活相談事務に係るものを2号に基づいて外部提供しているが、どのように本人承諾を得ているのか。

事務局 外部機関からの問い合わせに応じ、ご本人に提供することについての同意をいただいております。

### 3 その他

#### ・住民基本台帳の閲覧件数の審議会への報告について

住民基本台帳の閲覧については、営業活動に伴う大量閲覧が多く、問題となっていた経緯があり、平成11年の第1回個人情報保護審議会において、半期ごとに市民課から審議会に報告すること、市民から苦情があった業者の記録を取ることを要請した。佐倉市においては大量閲覧を禁止するため、平成18年3月に事務取扱規程を設けた。また、国においても11月に住民基本台帳法の改正があり、閲覧可能の機会を学術調査に係るもの、公益性のあるものなどに限定した。

閲覧件数一覧を示しているが、前年度と比較すると大きく減じたことが伺え、従前多かった販促関係、塾の勧誘のための閲覧については、0件となった。今後とも、新たに閲覧を拡大するという方向はないため、定期的な報告については、必要ないのではないかと所管課から依頼があったため、検討をいただきたい。

以上の説明を行った後に審議を行い、当面は法改正後の様子を観察し、限定した目的以外の閲覧がないかを確認した上で結論を出すことになりました。

#### 〔意見等〕

委員 資料等について、追加で提供して欲しい。

委員 目的が限定されることから、所属の判断でも良いと思うが、もう少し経過を見る必要があるのではないか。

委員 問題が起こった場合には報告していただけるということであれば、良いのではないか

委員 急に無くなるのは心配である。実際の法改正後の動きを見てからでも良いのではないか。限定したものが確実に運用されているかを確認する必要があるのではないか。

#### ・市ホームページへの掲載について

当該審議会の内容について、ホームページに掲載し、会議録についても掲載していきたい旨の説明を行いました。審議の結果、追加する項目等がある場合については事務局宛に意見を送付することとし、原案のとおり了承されました。

#### 〔意見等〕

委員 開催の周知についても、当該記事に載せることとなるのか。もし、一部非公開をする場合は、このページに掲載することとなるのか。

事務局 開催日については、あらかじめ大まかな日程について掲示し、開催日が明確になった時点で周知を図ることとなる。また、一部非公開等については、審議会が近くなった段階で議事内容とともに掲載することになると思う。議事内容が明確になるのは、開催1ヶ月前程度となるので、公開について検討

するのも同時期になるものと考えています。

委員 他の実施機関等の例を確認し、説明責任を果たす観点から追加したい項目がある場合には事務局に伝え検討してもらうことで良いのではないかと。

住民基本台帳の閲覧件数の審議会への報告に係る審議について、審議会の意見を所管課に伝えるよう指示をいただいた後、会長が会議を終了しました。